

久留米市キッチンカー導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小事業者の出店促進を目的とし、予算の範囲内で久留米市キッチンカー導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) キッチンカー

車内で食料品を調理・加工した飲食物を販売する車で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する営業許可を必要とする事業を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

(1) 市内に事業所を有する者

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には補助しない。

(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該影響に係る「接客業務受託営業」を営む者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) 過去に当該補助金を利用した実績のある者

(8) その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者がキッチンカーを導入し、移動販売を行う事業とし、次に掲げる要件全てを満たす事業とする。

(1) キッチンカーを導入し、新たに移動販売事業を行うこと、又は既にキッチンカーに

よる移動販売事業を行っている事業者にあつては、事業拡大のための追加導入であり、既存車両の修繕や更新ではないこと。

(2) 久留米市保健所より必要な営業許可を取得見込であること。なお、交付決定を受けた場合においても、実績報告時に営業許可が取得できないときは原則として補助を行わないものとする。

(3) 当該キッチンカーの自動車検査証上の使用の本拠の位置が久留米市内であること。

(4) 当該キッチンカーの自動車検査証上の所有者が申請者と一致していること。ただし、ローン支払いにより所有者がローン会社等となっている場合、申請者が自動車検査証上の使用者と同一であれば可。(リース車両は対象外)

(5) 3年以上、当該キッチンカーによる営業を継続する意思があること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の2分の1以内の額であつて、300,000円を限度額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書 第2号様式

(2) 事業収支計画書 第3号様式

(3) 役員等調書及び照会承諾書 第4号様式

(4) 誓約書 第5号様式

(5) 経費算出の根拠が確認できる書類

(6) 別表改造に係る車両については、改造前の車両の写真

(7) 市税の滞納なし証明書の写し

(8) 法人等の登記事項証明書の写し、個人事業者は確定申告書等の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(10) その他補助金の交付申請に関し必要と認められるもの

2 市長は、前項第7号又は第8号の書類が提出されたときは、当該書類の原本と照合するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書を申請者に交付する。

(補助事業の変更、中止、廃止)

第9条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が、補助事業等

の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容、補助金の額等の変更があった場合においては、補助金変更承認申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助事業者には第8条の規定を準用して、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止の承認の可否を通知するものとする。

（補助事業者の遵守事項）

第10条 補助事業者はキッチンカー及びキッチンカーでの移動販売事業において、その取扱い及び表示物等が次のいずれにも該当してはならない。

- (1) 特定の世帯又は施設に対してのみ販売等を行うもの等公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業に関するもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表示方法等が不適切なもの
- (6) 暴力団又はその構成員その他これらに準ずるものに係るもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書 第8号様式
- (2) 成果報告書 第9号様式
- (3) 収支決算書 第10号様式
- (4) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (5) 補助対象事業により導入したキッチンカーの写真
- (6) 自動車検査証の写し
- (7) 補助対象事業に関する久留米市保健所の営業許可証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第4号、第6号及び第7号の書類が提出されたときは、当該書類の原本と照合するものとする。

（報告等）

第12条 市長は、補助事業者には補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に関し、キッチンカーでの移動販売事業を行ったことを確認できる書類の提出を

必要に応じて求めるものとする。

(財産管理及び処分の制限)

第13条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、補助事業により取得した財産（以下、「取得財産」という。）を処分しようとするときは、申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第10条に規定する補助事業者の遵守事項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為によって補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、補助金の交付の決定を取り消すべき事由が生じたとき市長が認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・車両改造費（キッチンカー製作に要する経費）・設備導入費（車両に固定するものに限る）・車両購入費（ただし、車両改造費又は設備導入費を伴うこと。）・その他市長が特に認める費用
--------	---

(備考)

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 申請者自身の製品・サービス等に係る経費は、補助対象外とする。
- 3 リース、レンタル費用は、補助対象外とする。
- 4 キッチンカーへの改造に係る経費については、当該キッチンカー1台に対し、1度限りの適用とする。